

事務連絡
令和5年1月23日

(関係団体名) 御中

国土交通省住宅局 参事官 (建築企画担当) 付
経済産業省製造産業局 生活製品課
厚生労働省労働基準局 化学物質対策課
環境省水・大気環境局 大気環境課

「石綿（アスベスト）含有建材データベース」登録情報の追加に向けたご協力のお願い

国土交通省および経済産業省では、建築物の解体工事等に際し、使用されている建材のアスベストの含有状況に関する情報を簡便に把握できるようにすることを目的として、「石綿（アスベスト）含有建材データベース」（以下「データベース」という。）を構築し平成18年度より公表しています。データベースの登録情報については、各関係業界団体及び各建材メーカーのご協力のもと、確認いただいた上で順次掲載しているところです。

アスベスト含有建材データベース運営委員会（以下「運営委員会」という。）では、令和2年の石綿障害予防規則および大気汚染防止法の改正をうけてデータベースの利用者が増加している状況や、データベースに掲載されていない建材についてアスベストを含有している可能性が確認されている状況を踏まえ、データベースの登録情報の追加に向けた検討がなされているところです。

つきましては、アスベストを含有している可能性のある建材及び当該建材を製造したメーカーの情報等について、運営委員会より情報提供依頼があった場合には、ご協力いただくようお願いします。